

学校力向上に関する総合実践事業実施要綱

(平成25年3月28日教育長決定)
(平成26年3月27日一部改正)
(平成27年3月31日一部改正)
(平成28年3月31日一部改正)
(平成29年4月14日一部改正)
(平成30年3月29日一部改正)
(平成31年3月26日一部改正)
(令和2年3月31日一部改正)
(令和3年3月30日一部改正)
(令和5年3月30日一部改正)

第1 事業趣旨

管理職のリーダーシップの下、全教職員が一つのチームとなって包括的な学校改善を図りながら、今日的な教育課題を解決する学校モデルを構築し、実践の成果を普及・啓発することにより、本道の小・中学校の学校力向上を図る。

第2 事業内容

本事業を実施する地域は、次の各号に掲げる内容に取り組み、学校改善を図りながら、今日的な教育課題を解決することとする。

その際、地域内の学校の管理職は、客観的な数値等により課題を可視化し、実現可能な目標を設定するとともに、本事業のこれまでの成果や別紙1「包括的な学校改善の視点」を踏まえ、校務分掌等の工夫により全教職員の学校経営への参画・協働意識を高めながら教育活動を展開し、その成果の検証・改善を行う組織マネジメントを確立することとする。

1 ICTを活用した教育の充実

(1) 1人1台端末を活用した授業改善

- ア 目指す資質・能力の育成に向けた効果的な活用（主体的・対話的で深い学びの実現）
- イ デジタル教科書等の効果的な活用
- ウ 小学校高学年における教科担任制による指導の充実

(2) 1人1台端末の日常的な活用による学びの充実

- ア 休み時間など、授業以外における活用（健康観察、タイピング練習、アンケート など）
- イ 学校外における活用（1人1台端末の持ち帰り、教材の画像データを活用した学び など）
- ウ 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）、ほっかいどうチャレンジテスト等の活用

(3) 教員のICT活用指導力等の向上

- ア 学校のICT化に向けた推進体制の構築
- イ 日常実践に直結する校内研修の促進

2 「北海道アクション・プラン（第2期）」を踏まえた働き方改革の実施

(1) 改革プロセスの明確化

- ア 個々の教職員の課題意識を踏まえた改革の目標設定
- イ 改善効果の明確化と効果の定期的な検証
- ウ 全教職員の在校等時間の客観的な計測とその記録の共有

(2) 組織体制の構築

- ア 学校規模に応じた働き方改革推進のコアチーム（事務職員を含む）による改善プロセスの推進
- イ 校長等による推進チームへの支援

(3) 業務の効率化に向けた取組の充実

- ア 課題に応じた「5つの業務改善・効率化の観点」の実践

- イ ICTの活用（教材作成等授業準備、朝の打合せや職員会議等でのペーパーレス化、保護者との連絡手段のデジタル化、教員研修の効率的な実施）
- ウ 学校事務の共同実施による学校間の連携
- エ 部活動休養日等の完全実施、学校規模に応じた部活動数や運用形態の見直し、地域との連携など部活動指導に係る負担の軽減（中学校）

第3 事業の指定

本事業は、次の要件を満たす地域を指定し、実施するものとする。

- (1) 指定地域は、中学校区を基本とした小・中学校及び義務教育学校4校程度とする。なお、1市町村内で地域を構成できない場合は、複数市町村での指定も可とする。
- (2) 1指定地域内には、中核校（1校）と指定校を置く。
 - ・中核校：本事業を中核となって推進する学校
 - ・指定校：中核校の取組の汎用化・一般化を図る学校
- (3) 義務教育9年間の系統性を踏まえ、幅広く成果普及するため、1指定地域内には、必ず中学校を配置する。

第4 指定地域の取組

- 1 指定地域においては、授業参観や協議等を通して、次の観点から、地域の学校が連携・協働しながら、今日的な教育課題を解決する学校モデルを構築する。
 - (1) 小学校高学年における教科担任制の実施
 - ・教科担任制の充実を図るための工夫（例：授業ルールやスタイルの共有、小・中学校間の連携、教員の負担軽減 など）
 - ・加配措置の教員のみならず、指導体制の工夫による学級担任間の授業交換などを推進
 - (2) 学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化
 - ・事務職員がつかさどる事務その他の事務であって共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとなる共同学校事務室設置推進についての取組
 - (3) 「働き方改革推進事業」との連携
 - ・各管内の中核校及び指定校の中から1校を「働き方改革推進事業」（要綱等は教職員局教職員課で作成）における指定校に準ずる学校に位置付け、教育局主幹（働き方改革）による助言を受けながら本事業を推進
- 2 地域協議会

指定地域内の取組状況を把握し、効果的な取組について検証するため、市町村教育委員会は、所管の教育局と連携の下、地域協議会を年4回程度開催する。

 - (1) 構成員
 - ア 中核校及び指定校の校長、中核校で取組を中心となって推進している教員及び指定校で中核校の取組の汎用化・一般化を中心となって図っている教員、小学校における教科担任制を担当している教員、事務職員 等
 - イ 市町村教育委員会職員
 - ウ 所管教育局職員
 - (2) 内容
 - ア 中核校の授業参観や協議等による取組状況の把握や成果の検証
 - イ 教育局義務教育指導監等（本庁教育指導監を含む）による指導助言
- 3 ネットワークコミュニティ

指定地域間及び中核校、指定校間の連携による取組の充実を図るため、ICTを活用した連携（ネットワークコミュニティ）を推進する。

（活用の例）

 - ・指定地域や中核校、指定校間でのビデオ会議の実施
 - ・本事業の取組に関する資料等の掲載 など

第5 全道協議会

本事業の実施上の課題や取組状況、成果などの情報を共有し、事業を効果的に実施するため、全道協議会を年2回程度開催する。

第6 人的配置

事業目的の達成の観点から、教育局と市町村教育委員会が十分連携し、管理職等（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任等）の配置、広域人事対象者や北海道教育大学教職大学院生の実習の積極的な受け入れ等を行う。

第7 加配措置

次に示す考え方にに基づき、加配申請書の内容等に応じて、義務教育課が配置を決定する。

- (1) 原則、1指定地域内の中核校に専科指導教員及び事務職員を各1名加配する。（同一市町村に複数の地域がある場合の事務職員加配は、市町村に1名）
- (2) 複数市町村により1指定地域を構成している場合は、4校程度の構成に対して教員及び事務職員を各1名加配する。
- (3) 指定地域においては、次の取組を行うこととする。
 - ・ 小学校高学年の教科担任制における専科指導（教科は、国語・理科・算数・体育を原則とする。指導時数は、複数校兼務により1週間当たり20時間を目標としつつ、15時間以上とする。）
 - ・ 中核校・指定校の取組の成果普及
 - ・ 別紙2「事務職員の業務内容一覧」の連携校業務及び加配校業務

第8 指定期間

令和5年度から2年間を原則とする。

第9 申請及び決定

市町村教育委員会は、計画書を所管の教育局を經由し、義務教育課に提出する。義務教育課は、関係課及び関係教育局と協議の上、指定の決定を行う。

第10 実施体制

事業の円滑な実施に向け、それぞれ次の役割を担う。

1 教育局

- (1) 計画書に基づく進行管理と地域協議会等での指導助言
- (2) 指定地域の成果等を具体的に把握、検証し、情報共有と研修事業等における活用を進めるとともに、域内はもとより全道に広く普及するための取組の推進
- (3) 義務教育指導監による定期的な進捗状況の把握と指導助言

2 市町村教育委員会

- (1) 地域協議会の主催等指定地域への支援
- (2) 各学校の改善状況や成果等を具体的に把握、検証するとともに、市町村単位の各種研修等において、指定地域の取組を域内に普及

第11 アドバイザー

指定地域の取組の支援、その他北海道教育に対する様々なアドバイスを得るため、適当と考えられる人材を「学校力向上に関する総合実践事業アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）として委嘱する。

なお、アドバイザーの委嘱に関する事項は別に定める。

第12 その他

その他、本事業の実施に係る必要な事項については、別に定める。

なお、本事業の実施に当たっては、北海道教育大学及び関係校長会等と連携を取りながら進め

るものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。